

農業を経営する皆様へ



全ての農産物を対象に収入減少を補てんします！！

「収入保険」

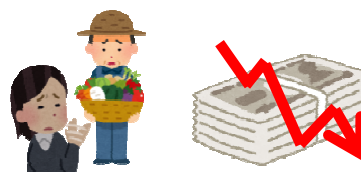


農業で新しい品目の導入、販路拡大などにチャレンジしたいんだけど、様々なリスクがあるんだよねー。

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故にあった



輸出したが為替変動で大損した



収入保険は様々なリスクから農業経営を守ります！



様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！

※青色申告を行っている農業経営者が対象です。



どのくらいの補てんになるの？

基準収入1,000万円の場合、保険期間の農産物の販売収入が900万円を下回った場合に補てんされます^(※)

〈補てん金額のイメージ〉

例えば、

保険期間の販売収入が800万円なら90万円
(積立方式の補てん90万円)

保険期間の販売収入が700万円なら180万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん90万円)

保険期間の販売収入が500万円なら360万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん270万円)

(※)掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。

規模拡大や過去の収入の傾向を反映した基準収入の試算ができます！



掛金はいくらくらいなの？

**基準収入1,000万円の場合、初年は、
・掛捨ての「保険方式」のみの場合、10.5万円です^(※)**

(掛捨ての保険料8.5万円(保険料率1.179%)、付加保険料(事務費)2.0万円)

・「積立方式」を組み合わせた場合、33.2万円です^(※)

(掛捨ての保険料8.5万円、掛捨てではない積立金22.5万円、付加保険料2.2万円)

(※)保険方式は80%、積立方式は10%で加入した場合です。

保険料と付加保険料は50%、積立金は75%の国庫補助を適用した金額です。

(※)保険金の受取りがなければ、翌年保険料率が下がるのが基本です。

(※)積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。

(※)保険料等を含めて運転資金が必要な方には、金融機関をご紹介します。

農業共済・ナラシ対策などの類似制度との掛金や補てん金の比較ができます！



各種試算は
全国連HPから！

NOSAI全国連のホームページはこちら
(各種試算のページ)

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/t-insurance.html#taiken>



収入保険の仕組み

農業者が保険期間に生産・販売する農産物の販売収入全体が対象です。

- 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ、生乳など、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、豊表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含まれます。
- 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外です。
※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。
※ 新規加入者は、加入から最長2年の期間で野菜価格安定制度との同時利用を選択できます。

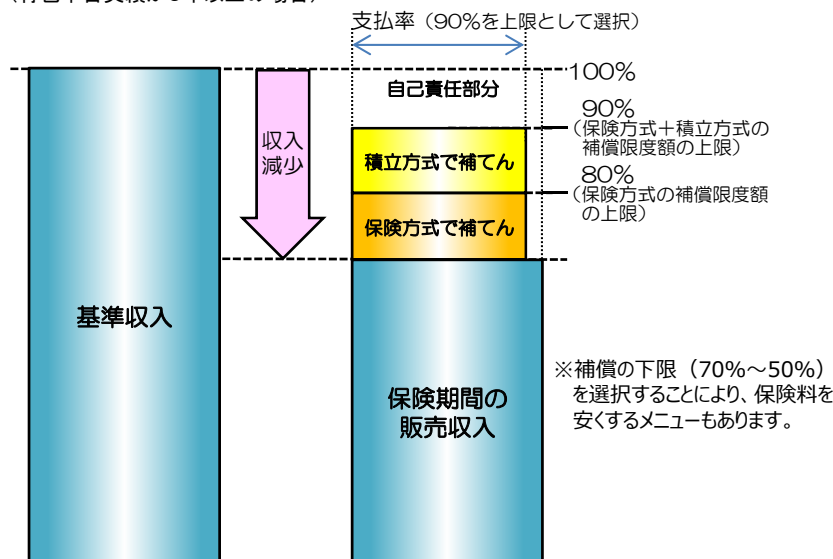
農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、
下回った額の9割を補てんします。
(補償限度)

(支払率)

- 掛捨ての「保険方式」と、掛捨てではない「積立方式」の組合せができます。
- 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。
- 保険料率は、1.179%です。(令和5年1月契約以降の保険料率。50%の国庫補助後の料率)
また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。

- ・ 加入1年目は、「区分0」の率が適用されます。
- ・ 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がるのが基本です。
- ・ 保険金の受取りがあれば、損害率（保険金÷保険料）の大きさに応じて段階は上がりますが、年最大3区分まででとどまります。

(青色申告実績が5年以上の場合)



過去5年間の平均収入(5中5)を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

危険段階別の保険料率

危険段階	保険料率 (国庫補助後)
10	2.514%
9	1.699%
8	1.641%
7	1.583%
6	1.526%
5	1.468%
4	1.410%
3	1.352%
2	1.294%
1	1.237%
0	1.179%
-1	1.121%
-2	1.063%
-3	1.005%
-4	0.947%
-5	0.890%
-6	0.832%
-7	0.774%
-8	0.716%
-9	0.658%
-10	0.590%

(注:補償限度80%・下限なしの場合)

付加保険料(事務費)を安くすることができます!

令和4年の収入保険から、共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約で契約を更新した方は、付加保険料(事務費)が割引となります。(5ページに詳細)

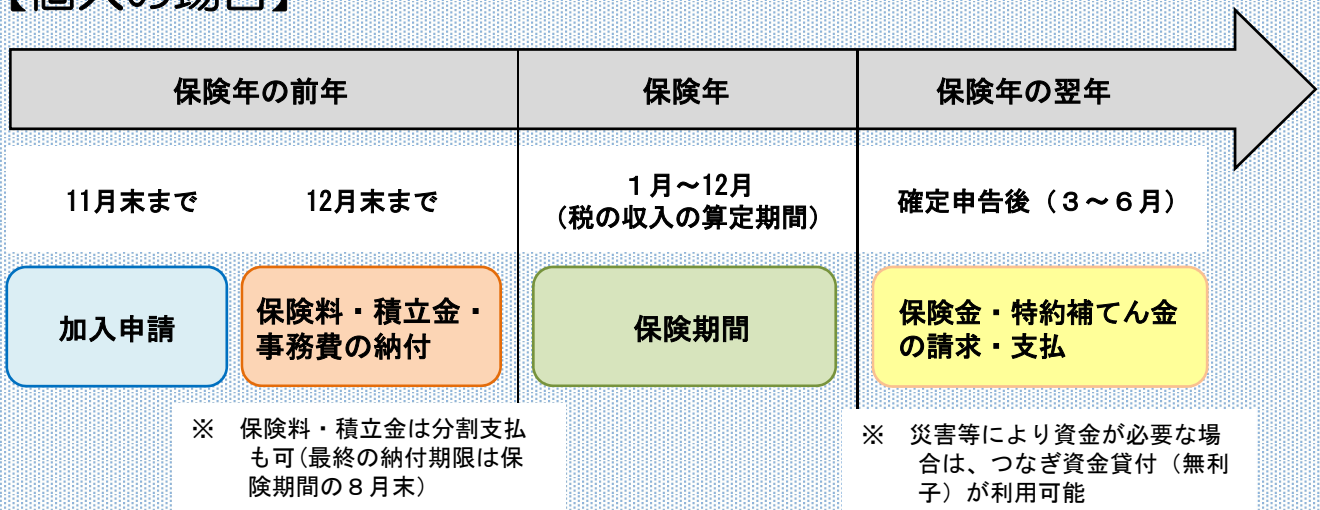
	インターネット申請 利用の場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	2,200円割引

	自動継続特約 利用の場合
継続加入者	1,000円割引

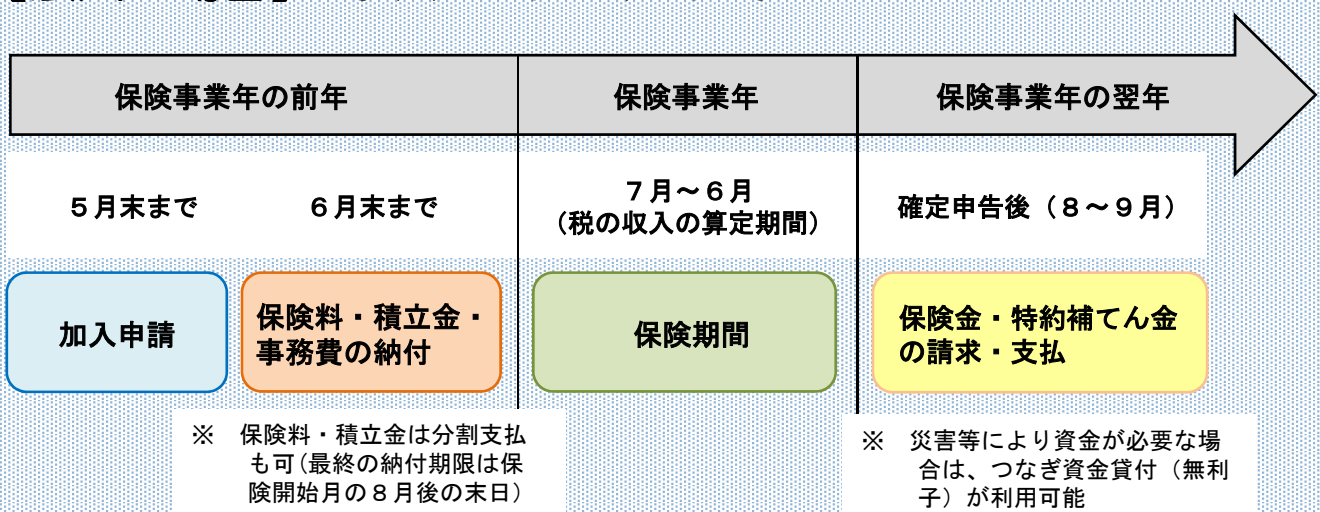
※ 継続加入者の方がインターネット申請と自動継続特約の両方を利用した場合、3,200円引

収入保険の全体スケジュール

【個人の場合】



【法人の場合】 ※事業年が7月～翌年6月の場合



つなぎ資金とは

収入保険は、保険金支払い算定に税務書類を用いることから、保険金の支払いが保険年(法人の場合は保険事業年)の翌年になり、被害発生時点での支払いができません。

農業者の中には**自然災害等の発生時に当座の資金が必要**となる場合もあることから、保険金支払いまでの期間に対して、**全国農業共済組合連合会がつなぎ資金貸付を行う**こととしています。なお、つなぎ資金貸付は、農業者が可能な限り利用しやすい仕組みとなるよう、**無利子**で行います。

※つなぎ資金貸付は自然災害や価格低下等の被害(表紙参照)により、保険年の収入に大幅な減少が見込まれる場合に対象になります。

※つなぎ資金貸付の対象者は、やむを得ない事由がある場合を除き、保険料及び事務費の全額を支払っている被保険者に限ります。

収入保険のニーズが高まっています！

納入していただいた保険料等の**約2.5倍**をお支払いしております

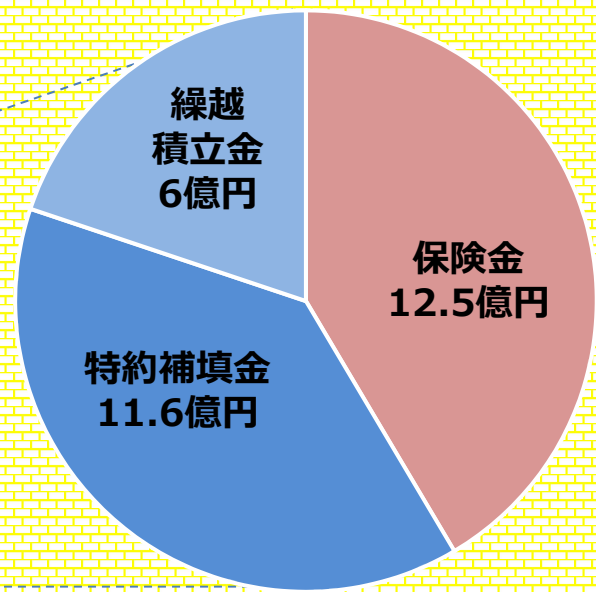
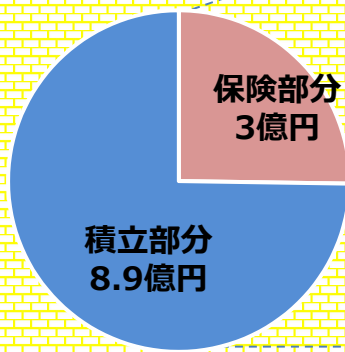
※令和2年度加入者2,413件の集計値(令和4年7月末現在)

保険金と繰越積立金

30.1億円

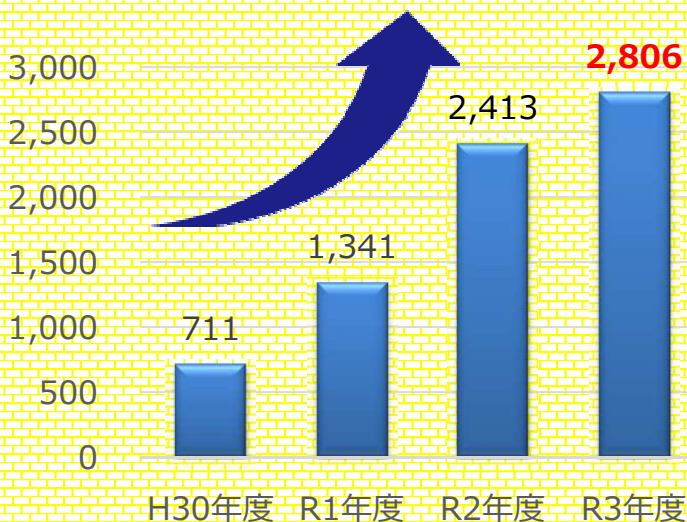
(実支払保険金 24.1億円)

納入していただいた
保険料等
11.9億円



経営リスク対策に収入保険を選択される方が年々**増加**しております

【収入保険加入者数の推移】



加入者の声

コロナの影響で、取引先から急な出荷制限を受けましたが、廃棄処分による収入減少も、収入保険で補償できたので大変助かりました。



野菜の価格が暴落して収入が減少し、つなぎ資金を申請しましたが、簡単な手続きで、申請から約1か月で資金を受け取ることができ、経費の支払いを滞納せずに済みました。



作業中にケガをして入院することになりましたが、収入保険に加入していたおかげで安心して療養することができました。



令和4年1月契約から

継続手続きが便利に！ インターネット申請もスタート！

自動継続特約のご紹介

毎年の継続手続きが簡単に！
付加保険料が割引されます。

- 自動継続特約を付けると、毎年、保険期間の開始前に提出いただいている加入申請書の提出が不要になります。更新忘れもなくなります。
- **必要書類**（保険期間の営農計画書、前年の青色申告決算書など）は、**確定申告後にまとめて提出**すればよくなります。補償のメニューなども、このときに決定いただけます。
- **付加保険料（事務費）は、1,000円割引**されます。



インターネット申請のご紹介

ご自宅のパソコンなどで、
いつでも、申請ができます！
付加保険料が割引されます。

- 農林水産省が提供する**農林水産省共通申請サービス**を利用して、ご自宅のパソコンなどから、収入保険の加入申請や保険金請求などの手続きができます。（加入申請は令和3年8月21日からスタート）
- インターネット申請を利用すると、**付加保険料は、2,200円割引**されます。（新規加入時は、4,500円割引）
- なお、インターネット申請には、専用のID（eMAFFプライム）が必要となります。IDの取得は、農業共済組合がサポートします。
- 共通申請サービスは、経済産業省が提供するgBizIDを利用します。gBizIDとは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。





イージー&スマートに
ダイレクト申請！

令和2年度
2事業から
スタート

農林水産省 共通申請サービス が始まります

農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を構築しました！

Point 1 自宅のPCから申請可能に



役所の開庁時間に縛られることなく自宅のパソコンから申請できます！令和2年4月からスマートフォンやタブレットからも申請できます。
ワンストップ・ワンスオンリー（一度提出した情報は、再提出不要）で手間が省けます。

作業の合間に
ラクラク！



Point 2 紙の管理が不要に

申請書類を紙で管理する必要はありません。
過去の申請情報も利用できるため、申請様式を記入する手間が省けます。



Point 3 審査状況確認も簡単

自分が行った申請の審査状況をリアルタイムで把握することもできます！

もちろん安全対策もしっかり
二要素認証でなりすまし対策を実施しています。



経済産業省が構築した法人共通認証基盤（GビズID）で払い出されるIDを利用します。また、二要素認証（2つの異なる方法による認証）により、申請者の確認が行われます。

令和2年度から申請可能な手続

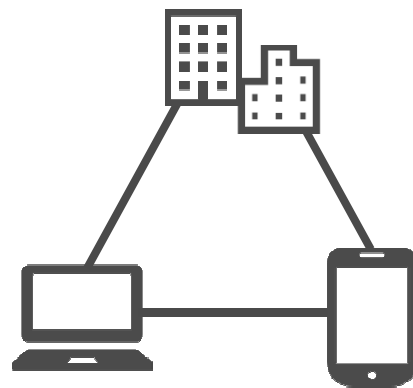
令和2年度（2020年度）から以下2つの申請をオンラインで受け付けます。

- ・認定農業者制度（うち国認定・都道府県認定のみ）
- ・経営所得安定対策等制度

（令和2年度は、音更町農業再生協議会（北海道）、大仙市農業再生協議会（秋田県）一関地方農業再生協議会（岩手県）、松川村農業再生協議会（長野県）、大野市農業再生協議会（福井県）、永平寺町農業再生協議会（福井県）、東員町地域農業再生協議会（三重県）、八幡市農業再生協議会（京都市）、瀬戸内市地域農業再生協議会（岡山県）、薩摩川内市農業再生協議会（鹿児島県））

今後の展開予定

令和3年度（2021年度）から共通申請サービスは本格稼働します。林業・漁業も含め農林水産省の申請手続のオンライン化を順次拡大していきます！



農林水産省

相談窓口

●収入保険の補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問合せください。

全国農業共済組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地

TEL03-6265-4800(代) <http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



(ホームページ) (Facebook)

対象地区	お問合せ先	受付時間
県下全域（法人の方）	NOSAI 宮崎 本所 宮崎市宮脇町118 0985-27-4288 http://www.nosai-miyazakiken.jp/	【電話・来所でのご相談】 平日 8:30~17:00
宮崎市、国富町、綾町	中部センター 国富町大字竹田973 0985-75-2074	【電話・来所でのご相談】 平日 8:30~17:00
日南市、串間市	南那珂センター 日南市南郷町大字谷之口1493-1 0987-21-9171	【電話・来所でのご相談】 平日 8:30~17:00
西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、西米良村	児湯センター 新富町大字新田17938-5 0983-21-6166	【電話・来所でのご相談】 平日 8:30~17:00
都城市、三股町	都城センター 都城市上川東3-10-8 0986-22-1042	【電話・来所でのご相談】 平日 8:30~17:00
小林市、えびの市、高原町	西諸センター 小林市細野1321-1 0984-23-3721	【電話・来所でのご相談】 平日 8:30~17:00
延岡市	北部センター 延岡市吉野町1524-2 0982-41-0200	【電話・来所でのご相談】 平日 8:30~17:00
日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村	北部センター 日向支所 日向市大字富高42-1 0982-53-2211	【電話・来所でのご相談】 平日 8:30~17:00
高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	北部センター 西臼杵支所 高千穂町大字三田井3214-3 0982-72-4105	【電話・来所でのご相談】 平日 8:30~17:00

農林水産省経営局保険課

TEL: 03-6744-7147

ホームページ: <http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中!
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>